

知財の広場

商号と商標の違い

「商号と商標の違い」について、今回は痛ましい仮想の事例にて紹介します。

●ある日突然「警告書」が届いた。

書面には「〇〇〇という商標を名乗るのを止めてください、商標権侵害です。応じない場合は訴訟を提起します」と書いてある。「〇〇〇は当社の社名だぞ！」。

●商号登記と商標登録は別物

「長年名乗ってるし、法務局にも商号登記してあるのに、そんなこと言われる筋合いはない。」と思いながら弁護士に相談してみた。

・弁護士には「登記は名前の登録にすぎません、商標権は別です。〇〇〇は相手方が商標権を持っているので、残念ながらあなたに使用する権利はありません。」と言われてしまった。

●知らなかった

「そんな理不尽なことがあるか！」と憤慨し、使い続けたらどうなるのか聞いてみた。

・弁護士曰く「通常、商標権者は①使用差し止め②看板、チラシ、包装紙などの廃棄を要求します、場合によっては③損害賠償④信用回復措置を求めることもあります。

また、警告を無視して使用し続けると④罰金・懲役になりかねませんから早めに停止に応じるのが賢明です、商売をするなら商標権は持っておくべきでした、貴社はいつでも出願できたんですよ」との事だった。一言「そんなことになるなんて知らなかったよ。。。」

●決断

「いつでも出願できたとは。。」悔しい限りだが被害が大きくならないうちに應じる決断をし、「使用停止する」と回答したところ、「期限は1年、その間は看板、チラシ、包装紙などに使用しても良い。」との回答で胸をなでおろした。商号は変えないが新しい商標を出願し、1年後にリニューアルを発表することにした。

	商号（≡戸籍名）	商標（≡営業名）
対象	会社の名称 （法人や個人事業主など）	商品・サービスの名称・マーク （商号を商標に利用することもあり）
形態	文字が主（名前の登録）	名前、ロゴマーク、図形、記号、音、色彩 など
登録	個人事業主 …… 税務署 に開業届申請 法人 …… 法務局 に登記	特許庁 （審査あり、有料）
独占権	なし 地域違えば同じ商号を登記可能	あり 日本国内で同一・類似の商標を禁止できる （指定した商品・サービスの範囲内）
存続期間	登記の更新手続き不要 （会社が事業を継続する限り）	登録から10年毎に更新手続き必要 （使用していること）